

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日か翌々日に  
おこなう)

## 目次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定  
健康保険法による保険医の登録  
入会林野整備計画の認可  
共同で行なおうとする土地改良事業計画等の適否の決定  
土地改良事業計画の適否の決定
- ◇選管告示 昭和四十五年十一月十八日執行予定の鳥取県知事の選挙  
におけるポスター掲示の開始の日
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公 告 行政書士試験の合格者  
甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安  
責任者試験の実施

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第八十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「二二〇、〇〇〇円」を「二五九、〇〇〇円」に改める。

別表第一の一の二の(三)中「一九〇円」を「一四五円」を「一六五円」に改める。

別表第一の一の三の(一)の表中

円	円	円	円	円	円
4,000	2,000	3,000	1,000	3,000	1,000
円	円	円	円	円	円
10,000	20,000	30,000	10,000	30,000	10,000
円	円	円	円	円	円
100,000	200,000	300,000	100,000	300,000	100,000
円	円	円	円	円	円
1,000,000	2,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000
円	円	円	円	円	円

を

に改める。

円	円	円	円	円	円
4,000	2,000	3,000	1,000	3,000	1,000
円	円	円	円	円	円
10,000	20,000	30,000	10,000	30,000	10,000
円	円	円	円	円	円
100,000	200,000	300,000	100,000	300,000	100,000
円	円	円	円	円	円
1,000,000	2,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000
円	円	円	円	円	円

別表第一の三の3の(二)の表中

1,200	円	1,400	円	1,600	円	1,800	円	2,000	円
2,000	円	2,200	円	2,400	円	2,600	円	2,800	円
3,000	円	3,200	円	3,400	円	3,600	円	3,800	円
4,000	円	4,200	円	4,400	円	4,600	円	4,800	円
5,000	円	5,200	円	5,400	円	5,600	円	5,800	円
6,000	円	6,200	円	6,400	円	6,600	円	6,800	円
7,000	円	7,200	円	7,400	円	7,600	円	7,800	円
8,000	円	8,200	円	8,400	円	8,600	円	8,800	円
9,000	円	9,200	円	9,400	円	9,600	円	9,800	円
10,000	円	10,200	円	10,400	円	10,600	円	10,800	円

を

に改める。

別表第一の六の3中「五五、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に改める。

別表第一の八の3の(二)中「九五〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

別表第一の九の3中「七、〇〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「七、六八〇円」に改める。

別表第一の十二の3中「一〇、〇〇〇円」を「一二、六〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「二、八〇〇円」を「三、一五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「九五〇円」を「一、〇五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、九四〇円」を「二、二三〇円」に改める。

別表第二の一の2中「三六七円」を「四一三元」に、「一七〇円」を「一八四円」に、「一二五円」を「一三八円」に、「二七五円」を「三一五円」に、「二五四円」を「二九二円」に改める。

別表第二の一の3の表中

六円	五〇〇円	二、〇〇〇円
五円	四〇〇円	一、六〇〇円
五円	四〇〇円	一、六〇〇円
五円	四〇〇円	一、六〇〇円
五円	四〇〇円	一、六〇〇円

を

に改める。

九円	七〇〇円	二、九〇〇円
八円	五五〇円	二、三〇〇円
八円	五五〇円	二、三〇〇円
八円	五五〇円	二、三〇〇円
八円	五五〇円	二、三〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

鳥取県告示第六百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

別表第二の一の中「二、八〇〇円」を「三、一五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「九五〇円」を「一、〇五〇円」に、「二、一〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、一〇円」を「三、二三〇円」に改める。

より、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市富士見町二丁目二六の一五	内科	米子医療生活協同組合 組合長 前田 勝三	昭和四十五年十月一日
音 田 内 科	倉吉市東町四三五	内科、放射線科	音田作衛	"
前 場 医 院	倉吉市上福田五〇二の二	内科、小児科	安梅正威	"
福 井 医 院	東伯郡東伯町大字勤	内科、外科	福井 卓	"
佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂一四四一の二	内科	佐伯 進	昭和四十五年十月八日
福 島 薬 局	境港市中町九三	/	福島 哲	昭和四十五年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	内科、放射線科、小児科	木村 禎宏	"
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	/	倉恒 忠代	"

鳥取県告示第六百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

鳥取県告示第六百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
安 藤 晋 也	鳥取市古市一四の一	鳥医 第一五五一号	昭和四十五年十月二日

鳥取県告示第六百九十六号

岩美郡岩美町長谷入会林野整備組合組合長岩美郡岩美町長谷七七番地一松本益蔵から申請のあつた長谷朔日ヶ平矢倉ノ尾山入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十七号

昭和四十五年八月十七日付けで倉吉市山根四十三番地藤井佐代ほか十一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石

破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十八号

昭和四十五年九月一日付けで日吉津村長から申請のあった土地改良（日吉津地区農道整備及びかんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石

破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

昭和四十五年六月二十九日付けで北条町長から申請のあった土地改良（曲地区老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県知事 石

破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会公告三

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和45年10月20日（毎月）本県選挙区行政事務十部課長に於て、本県は、次の

公 告

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十五年十一月十八日執行予定の鳥取県知事の選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第四百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和四十五年十月二十四日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大 吉

- 一 日時 昭和四十五年十月二十日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について  
(2) その他

### 公 告

昭和45年10月2日に実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年10月20日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

和田 玲子 林 賢一郎 前土居一泰

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年10月20日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

#### 1 試験の種類及び方法

##### (1) 試験の種類

- 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- 乙種火薬類取扱保安責任者試験

##### (2) 試験の方法

- ア 筆記による学科試験
- イ 火薬類取締に関する法令
- ロ 一般火薬学
- ハ 面接による人物試験

- 2 試験の期日及び場所
  - (1) 試験の期日 昭和45年11月15日(日曜日) 10時から12時まで
  - (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市
- 3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

  - (1) 受験願書
  - (2) 履歴書
  - (3) 写真
  - (4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- 4 受験手数料及び納付方法
  - (1) 受験手数料 700円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験願書の受付期間

昭和45年10月17日から昭和45年10月23日まで
- 6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】